新座市文化協会細則

（趣旨）

第1条　この細則は、新座市文化協会会則（以下「会則」という。）第20条の定めるところによる。

（事業計画及び報告）

第2条　加盟団体は、その年度の始めに事業計画並びに会則（規約）及び会員名簿を、また、その年度終了後一カ月以内にその年度の事業報告を提出しなければならない。

（会費）

第3条　加盟団体は、毎年5月末日までに会則第16条に定める会費を納入しなければならない。

2　前項に定める会費は、次のとおりとする。

会員数	会費（年）
会員数20名以下の団体	2，000円
会員数21名～50名の団体	3，000円
会員数51名～100名の団体	7，000円
会員数101名以上の団体	10，000円

3　年度内に会費の納入を怠った場合は、加盟資格を消失する。

（加盟）

第4条　新たに加盟しようとする団体は、その代表者より次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。なお、加盟希望団体の主たる活動場所は新座市内とする。

⑴　加盟申請書（団体名称、事務所所在地、代表者氏名、代表者住所、代表者連絡先、指導者氏名、指導者住所、会員数、設立年月日）

⑵　会則（規約）

⑶　組織一覧（連合体の場合）

⑷　会員名簿

⑸　事業計画

⑹　事業報告

⑺　推薦書（加盟2団体以上の評議員又は役員の推薦）

⑻　その他参考となるべきもの

2　次の各号に該当する団体は、加盟することができない。

(1)　政治又は宗教活動を目的とする団体

(2)　経済利益を目的とする団体

3　加盟の承認を受けた団体は、入会金3，000円並びに会費を納入しなければならない。

(変更の届出等)

第5条　加盟団体は、代表者並びに会則(規約)その他に変更があった場合は、直ちにその旨を届出なければならない。

2　本会を退会しようとする場合は、その旨書類をもって届出するものとする。

(会費の返還)

第6条　一旦納入した会費その他の経費は、いかなる理由があっても返還しない。

(預貯金)

第7条　本会の預貯金に関しては、市内の金融機関を利用する。

(組織図)

第8条　会則第4条に規定する本協会の組織図は、別表1のとおりとする。

(理事の選出範囲)

第9条　会則第8条に規定する理事の選出範囲は、以下のとおりとする。

展示部門		舞台発表部門		教養部門	
日本画	1名	器楽Ⅰ	1名	文芸	1名
洋画	1名	器楽Ⅱ	1名	囲碁・将棋	1名
書道	1名	合唱	1名	歴史教養	1名
写真	1名	邦楽	1名	鑑賞	1名
手工芸	1名	郷土芸能	1名	華道	1名
		民謡	1名	茶道	1名
		歌謡	1名		
		日舞	1名		
		洋舞	1名		
		演劇	1名		
		リトミック	1名		
		詩吟	1名		

（事務費）

第10条　会長、事務局及び会計には、通信費などに充当するため、理事会の定めにより事務費を支給することができる。

（経費）

第11条　理事及び監事が、会議出席等、協会用務で支出した旅費は、理事会の定めにより実費弁償する。

（顕彰）

第12条　本文化協会の発展に貢献された個人・団体を顕彰する場合は、理事の推薦により理事会の承認を得るものとする。

（細則の改正）

第13条　この細則の改正は、理事会の承認を得なければならない。

附則

本細則は、昭和53年11月3日から施行する。

本細則は、平成15年4月1日一部改正

本細則は、平成17年5月22日一部改正

本細則は、平成18年5月21日一部改正

本細則は、平成20年7月25日一部改正

本細則は、平成24年5月20日一部改正

本細則は、平成25年1月20日一部改正

本細則は、平成25年5月26日一部改正

本細則は、平成27年2月21日一部改正